

別 紙 第 2

職 員 の 給 与 に 関 す る 勧 告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

I 令和8年4月の公民較差に基づく改定

1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例
現行の給料表を、別記第1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第3のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

- (1) 令和8年12月期の支給月数

ア 下記イからカまでに掲げる職員以外の職員

令和8年12月に支給する期末手当の支給月数を1.3125月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.7375月分）とし、期末手当の年間支給月数を2.575月分（定年前再任用短時間勤務職員につ

いては、1.45月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.2375月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.6125月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.425月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.20月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和8年12月に支給する期末手当の支給月数を1.1125月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.6375月分）とし、期末手当の年間支給月数を2.175月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.25月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.4375月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.7125月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.825月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.40月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和8年12月に支給する期末手当の支給月数を1.0125月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.6375月分）とし、期末手当の年間支給月数を1.975月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.25月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.5375月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.7125月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を3.025月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.40月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

令和8年12月に支給する期末手当の支給月数を0.6875月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.375月分）とし、期末手当の年間支給月数を1.35月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.725月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.2125月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.65月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.40月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.275月分）とすること。

オ 特定任期付職員

令和 8 年12月に支給する期末手当の支給月数を0.8375月分とし、
期末手当の年間支給月数を1.65月分とし、勤勉手当の支給月数を
1.1625月分とし、勤勉手当の年間支給月数を2.30月分とすること。

カ 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

令和 8 年12月に支給する期末手当の支給月数を1.90月分とし、期
末手当の年間支給月数を3.75月分とすること。

(2) 令和 9 年 6 月期以降の支給月数

ア 下記イからカまでに掲げる職員以外の職員

6 月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.2875月
分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.725月分）
とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.2125月分（定年前再任用
短時間勤務職員については、それぞれ0.60月分）とすること。

イ 別記第 4 の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の
職員欄に掲げる職員

6 月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.0875月
分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.625月分）
とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.4125月分（定年前再任用
短時間勤務職員については、それぞれ0.70月分）とすること。

ウ 別記第 5 の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の
職員欄に掲げる職員

6 月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.9875月
分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.625月分）
とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.5125月分（定年前再任用
短時間勤務職員については、それぞれ0.70月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

6 月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.675月
分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.3625月
分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.20月分（定年前再任
用短時間勤務職員については、それぞれ0.6375月分）とすること。

オ 特定任期付職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.825月分とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.15月分とすること。

カ 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.875月分とすること。

3 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の支給限度額を338,300円とすること。

4 実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、2(1)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、2(2)については、令和9年4月1日から実施すること。

Ⅱ 第二種初任給調整手当

- 1 第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第3条第1項の勤務時間を考慮して1時間あたりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則又は人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則又は人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

- 2 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則又は人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める職員については、1の職員の属す

る職務の級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

3 この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

4 この改定は、令和9年4月1日から実施すること。